

春日井市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、令和6年度に支給した定額減税補足給付金（以下「当初給付金」という。）が本来支給すべき額に満たない者等に対し、定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「不足額給付金」という。）を支給する事業（第8条において「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 不足額給付金の支給対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和7年1月1日時点で春日井市に住所を有するもの（春日井市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（10,000円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する居住者に限り、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が18,050,000円を超える者を除く。）

ア 30,000円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下この条において同じ。）を差し引いた額

イ 10,000円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養

親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割の額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下この項において同じ。）を差し引いた額

ウ 当初給付金の受給額（当初給付金を辞退等した者にあつては支給を予定していた額）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割の額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が、48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割の額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号に規定する者のほか、不足額給付金の支給がないと定額減税補足給付金の受給者等との公平性を欠くと市長が認める者

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により税情報に変更されたことから、当該申告等がなければ同時に要件を満たすことのない物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 当初給付金の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(2) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付、均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税又は新たに均等割のみ課税となった世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付した

ものに限る。)の対象世帯の世帯主又は世帯員

(支給額)

第3条 前条第1項第1号の規定による対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（10,000円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が18,050,000円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が18,050,000円を超える場合は同号イを、それぞれ零とし、令和6年1月2日以降に国外から転入し、令和7年1月1日時点で春日井市に住所を有する者（春日井市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し、令和7年1月1日時点で春日井市に住所を有する者（春日井市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた当初給付金の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される不足額給付金の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。

4 調整給付金の金額の算定等は、令和7年6月2日（次項において「基準日」という。）時点の令和6年度分及び令和7年度分個人住民税課税情報を基に行うものとする。

5 基準日以後に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等について

は、第7条第2項に規定する提出期限までに修正等を行った旨の申し出があったものに限り、前条第1項に定める不足額給付金の金額に反映する。

(申請によらない支給の方式)

第3条の2 市長は、当初給付金を支給した者であつて、第2条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる対象者に対し、定額減税補足給付金（不足額給付分）支給通知書（第1号様式。第4条の2において「通知書」という。）を送付し、支給の申込みを行うものとする。

2 前項に規定する対象者（次条及び第4条の2第1項において「申請によらない対象者」という。）は、支給の申込みを受けた際、定額減税補足給付金（不足額給付分）受給辞退の届出書（第2号様式。次項及び第4条の2第2項において「辞退届出書」という。）による受給の辞退又は定額減税補足給付金（不足額給付分）支給口座登録等の届出書（第3号様式。第6条第2項において「口座登録等届出書」という。）による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、令和7年8月6日までに辞退届出書の提出がないときは、速やかに支給を決定し、申請によらない支給対象者に対し、不足額給付金を支給するものとする。

(申請による支給の方式)

第4条 申請によらない対象者以外の者であつて不足額給付金の支給を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書（第4号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(支給方法等)

第4条の2 不足額給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方式により行うものとする。ただし、第2号に掲げる方式は、申請によらない対象者又は申請者（以下「受給予定者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住している

こと、その他第1号の方式による支給が困難な場合に限る。

(1) 口座振込方式 市が受給予定者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 現金交付方式 市が当該窓口又は現金書留等で現金を交付することにより支給する方式

2 市長は、辞退届出書、口座登録等届出書又は申請書（以下「申請書等」という。）の提出に当たり、受給予定者に公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、受給予定者本人による提出であることを確認するものとする。

3 住民基本台帳上の住所地と異なる場所に通知書又は申請書等の送付を希望する受給予定者は、定額減税補足給付金（不足額給付分）送付先変更届（第5号様式。以下「変更届」という。）を提出するものとする。

4 市長は、変更届の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に通知書又は申請書等を送付するものとする。

（代理による申請書等の提出等）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、受給予定者に代わり、代理人として同条の規定による申請書等又は変更届の提出を行うことができる。

(1) 受給予定者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）

(2) 親族その他の普段から受給予定者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が申請書等又は変更届の提出をするときは、受給予定者は当該書類の委任欄の記載をするものとする。

3 市長は、代理人に運転免許証等の本人確認書類の写し等の提出又は掲示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

（申請書等の提出受付開始日及び提出期限）

第6条 申請書等の提出受付開始日は、令和7年7月22日とする。

2 申請書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

(支給の決定等)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査を行い、申請者が対象者に該当する場合は、速やかに支給を決定し、当該申請者に対して定額減税補足給付金（不足額給付分）支給決定通知書（第6号様式）により通知し、不足額給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行い、申請者が対象者に該当しない場合は、当該提出者に対し、定額減税補足給付金（不足額給付分）不支給決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(不足額給付金の支給等に関する周知等)

第8条 市長は、事業の実施に当たり、対象者、申請書等の提出方法及び申請書等の提出受付開始日等の事業の概要について、対象者への通知、市ホームページその他の方法により周知するものとする。

(申請書の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、対象者から第6条第2項の提出期限までに申請書の提出が行われなかった場合は、対象者が不足額給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長は、第3条の2第3項又は第7条第1項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、令和7年11月14日までに申請書等の補正が行われず、受給予定者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により不足額給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った不足額給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 不足額給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはな

らない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

様

春日井市長

定額減税補足給付金（不足額給付分）支給通知書

令和6年分の所得税及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、次のとおり支給いたします。なお、本通知に基づき給付金の支給を受ける方は、特に申請等の手続は必要ありません。

- 1 支給対象者氏名
- 2 支給額
- 3 振込予定日
- 4 振込先口座（「カスカイホクキョウキン」名義で振込いたします。）

※上記の振込先口座は令和6年度に実施した「定額減税補足給付金」と同じ金融機関口座になります。
※振込日に入金を確認できない場合は、時間をおいて御確認ください。

定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	円	円	円
	注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		
	↓		
	令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切り上げ)		
	万円		

支給額	令和7年の 所要額 (④)	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	万円	万円	万円

次の事由に該当する場合は、令和7年8月7日(木)までに裏面記載のコールセンターまで御連絡ください。

(1) 振込先口座を変更する場合・支給額について重大な相違がある場合

➡「支給口座登録等の届出書」の提出が必要です。

※上記届出書を提出いただく時期によっては、上記振込予定日に間に合わない場合がありますので、御了承ください。

(2) 裏面の支給要件等確認・同意事項を御確認のうえ、本給付金の受給を辞退する場合

➡「受給辞退の届出書」の提出が必要です。

※なお、上記について、御連絡がない場合、支給内容等に同意したものとみなします。

裏面も御確認ください。

【定額減税補足給付金（不足額給付分）の概要】

定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した定額減税補足給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足する額が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

支給対象者	次の要件について全て満たす者 (1)令和6年に支給した定額減税補足給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた者 (2)納税義務者本人の令和5年又は令和6年の合計所得金額が1,805万円以下であること (3)春日井市が令和7年度個人住民税課税団体であること（令和7年1月1日に春日井市に住民登録があるなど）
支給額	①＋②（1万円単位で切り上げて算出）－③ ①所得税分の所要額：3万円×（本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族数）－令和6年分所得税額 ②個人住民税所得割分の所要額：1万円×（本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族数）－令和6年度分個人住民税額 ③定額減税補足給付金（当初給付分）の額

※扶養親族は、16歳未満扶養親族を含み、国外居住者は除きます。

支給要件等確認・同意事項

本給付金に関する確認・同意事項がありますので、御確認ください。

- ① 定額減税補足給付金（不足額給付分）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
※給付金の支給対象となるためには、次の要件を全て満たすことが必要です。
 - ア 令和6年に支給した定額減税補足給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足する額が生じた者
 - イ 納税義務者本人の令和5年又は令和6年合計所得金額が1,805万円以下であること
 - ウ 春日井市が令和7年度個人住民税課税団体であること（令和7年1月1日に春日井市に住民登録があるなど）
- ② 市が支給決定をした後、振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年11月28日までに、支給対象者に連絡・確認がとれない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ③ 給付金の支給後、給付金の支給要件に該当しないこと等が判明した場合には、給付金を返還します。

本通知書は給付金の振込が完了するまで、お手元で保管してください。

定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書

調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した定額減税補足給付金（当初給付分）※の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

※定額減税補足給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

（宛先）春日井市長

1. 申請・請求者

申請日	令和 7年 月 日
(フリガナ)	
氏 名	生 年 月 日
	大正・昭和・平成・令和
	年 月 日
電話番号	6/2時点の住所
— —	〒 —
(携帯電話等、日中に連絡がとれる番号)	現住所（6/3以後に転居した場合のみ記入）
	〒 —

2. 支給金額

令和7年の所要額	令和6年分所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分住民税所得割 分の控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	円 +	円 =	円
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			↓ 令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切り上げ) 万円
支給額	令和7年の所要額 (④)	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年）	調整給付金（不足額給付分） 支給額
	万円 -	万円 =	万円
☐ 定額4万円（裏面 誓約事項・同意事項⑤の対象者）は☑してください。 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円			

3. 受取口座（1. の申請・請求者の口座とします。代理受給については、裏面を参照。）

次のいずれか1つのチェック欄（☐）にレを入れてください

- ☐ A 公金受取口座（マイナンバーカードと紐づいた申請・請求者名義の口座）
（通帳等の写しは不要）
- ☐ B 指定の金融機関口座
（通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

口座名義人（カナ）	カタカナで記入												
金融機関名	金融機関コード				支店名		支店コード		種別	口座番号（左詰め）			
銀行 信金 農協 信組					支店 出張所				普通 当座				
ゆうちょ銀行の場合	通帳記号（左詰め）									通帳番号（左詰め）			

（注）金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、コールセンター（00-0000-0000）までお問い合わせください。

裏面も必ず御確認ください

4. 代理受給

※世帯主口座以外を指定する場合に限り、記入してください。また、表面「3. 受取口座」のBに記入してください。

【代理受給を行う場合】

フリガナ	本人との関係	代理人生年月日 大正・昭和・平成	代理人住所
代理人氏名			
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付分)の受給を委任します。		世帯主署名 ※法定代理の場合は、この本人署名の記載は不要です。	

提出書類

『定額減税補足給付金(不足額給付分)申請書』(本書)

※ 必要事項を御記入ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、在留カード等の写し(コピー)を添付してください。

『受取口座が確認できる書類の写し(コピー)』

※ 「3. 受取口座」で②をチェックした場合のみ添付してください。

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書のコピー』

※ 春日井市が令和6年度個人住民税課税団体でない対象者(令和6年1月1日に春日井市に住民登録がないなど)のみ添付してください。

『定額減税補足給付金(当初給付分)の支給決定通知書のコピー など』

※ 令和6年に実施された定額減税補足給付金(当初給付金)を春日井市以外の市町村で受け取っている場合、支給額がわかる資料を添付してください。

『令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 定額4万円の給付に該当する場合のみ添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

【誓約事項・確認事項】

① 定額減税補足給付金(不足額給付分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。※給付金の支給対象となるためには、次の要件を全て満たすことが必要です。

ア 令和6年に支給した定額減税補足給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた者

イ 納税義務者本人の令和5年又は令和6年の合計所得金額が1,805万円以下であること

ウ 春日井市が令和7年度個人住民税課税団体であること(令和7年1月1日に春日井市に住民登録があるなど)

② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 給付金の支給後、給付金の支給要件に該当しないこと等が判明した場合には、給付金を返還します。

⑤ 【定額4万円の場合】以下のア又はイに該当します。

ア 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

イ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

定額減税補足給付金(調整給付金) 送付先変更届
(住所地とは別の場所への申請書の送付を希望する方など向け)

※調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した定額減税補足給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

(宛先) 春日井市長

市区町村
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への申請書の送付を希望する方などが使用するものです。

※本様式を提出いただいた場合、春日井市において給付要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に書類を送付します。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	送付を希望する住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金(不足額給付分)送付先変更届の提出を 委任します。			本人署名	署名 ※法定代理の場合は、この本人署名の記載は不要です。

提出書類

☐ 『定額減税補足給付金(調整給付金) 送付先変更届』(本書)

※必要事項を御記入ください。

☐ 変更後の送付先(本様式上部)

☐ 署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類のコピー』

※提出者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証等のコピーを添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、書類を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

年 月 日

様

春日井市長

定額減税補足給付金(不足額給付分)支給決定通知書

給付金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

氏名	支給決定額	口座振込日
	円	

年 月 日

様

春日井市長

定額減税補足給付金(不足額給付分)不支給決定通知書

給付金については、次のとおり支給要件を満たさないため、不支給となりましたので通知します。

氏名	不支給事由